

# 介護保険だより

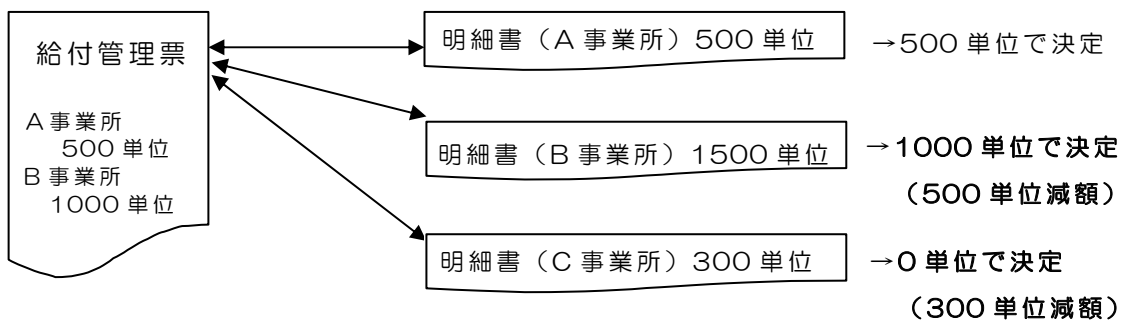
平成26年8月号

群馬県国民健康保険団体連合会

## 給付管理票と請求明細書の突合による支給限度額管理について

国保連合会では、居宅介護サービス事業所の請求明細書と居宅支援事業所の給付管理票の突合を行う支給限度額管理を行っていますが、その結果について問い合わせが多く寄せられています。つきましては、以下の内容を御確認ください。

### 1 支給限度額管理のイメージ



給付管理票と請求明細書を突合し、請求明細書の単位数が給付管理票に記載された単位数を超える場合（上図のB事業所）は、給付管理票の単位数に合わせて減額します。また、給付管理票に記載がない場合（上図のC事業所）は、0単位に減額します。減額が行われた事業所には、介護保険審査増減単位数通知書が送付されます。なお、給付管理票が未提出又は審査の結果、返戻の場合、請求明細書は保留となります。

### 2 サービス事業所における対応

#### (1) 介護保険審査増減単位数通知書に増減単位数が表示された場合

##### 【原因】

- ・居宅支援事業所から給付管理票が提出されたが、給付管理票に記載されている給付計画単位数が請求明細書の限度額管理対象単位数より低い。  
(増減単位数通知書には「給付管理票の実績を超えるもの」と表示)

- ・居宅支援事業所から提出された給付管理票に、サービス事業所の記載がない。  
（増減単位数通知書には「給付管理票に実績が記載されていないもの」と表示）

【対応】

- ・居宅支援事業所に給付管理票の修正を依頼します。  
なお、請求明細書の取下げや再提出は不要です。

(2) 請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表に「保留」と表示された場合

【原因】

- ・居宅支援事業所から給付管理票が提出されていない。
- ・居宅支援事業所から提出された給付管理票が審査で返戻となった。

【対応】

- ・居宅支援事業所に給付管理票の提出（返戻の場合は再提出）を依頼します。  
なお、請求明細書は、2ヶ月間は保留になります。

\* 居宅支援事業所には、サービス事業所の保留や減額の結果は通知されませんので、上記結果が出た場合は、必ず居宅支援事業所に確認してください。

3 居宅支援事業所における対応

(1) サービス事業所から、請求明細書が「減額」になっていると連絡を受けた場合

【原因】

- ・給付管理票は提出されているが、給付管理票に記載された給付計画単位数が、サービス事業所のサービス実績より小さい、又は給付管理票にサービス事業所が記載されていない。

【対応】

- ・給付管理票を作成区分「修正」で提出します。

(2) サービス事業所から、請求明細書が「保留」になっていると連絡を受けた場合

【原因】

- ・給付管理票が提出されていない。
- ・提出した給付管理票が返戻になっている（「請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表」に掲載される）。

【対応】

- ・給付管理票を作成区分「新規」で提出します。

\* 給付管理票は、サービス事業所の請求の支払決定を左右する重要なものです。給付管理票の記載内容（事業所番号、サービス種類、計画単位数等）に誤りのないよう御注意いただき、提出をお願いします。

# 介護給付費のインターネット請求について

## 1 インターネット請求について

**平成26年11月から**、インターネットを利用した介護給付費の請求が可能になります。

国保連合会では、26年8月からインターネット請求の受付手続きを開始いたします。請求方法の変更として、「介護給付費の請求及び受領に関する届」を提出していただくことで、インターネット請求に変更することができます。なお、**受付は8月から開始しますが、インターネット請求ができるようになるのは11月からです**ので御注意ください。

## 2 群馬県国保連合会ホームページについて

群馬県国保連合会のホームページにインターネット請求に関するページを開設いたしました。

請求方法をインターネット請求に変更するための「介護給付費の請求及び受領に関する届」や、厚生労働省から出たインターネット請求に関する広報資料の他、インターネット請求や電子請求受付システムのマニュアル(暫定版)等を掲載しています。インターネット請求への変更を予定されている方は、是非御覧ください。

群馬県国保連合会ホームページ <http://www.gunmakokuho.or.jp/>



群馬県国保連合会  
ホームページ  
↓  
介護保険事業所の  
皆様へ  
↓  
14 インターネット  
請求について  
  
の順に進むと、左のページが開きます。

問い合わせ先

群馬県国民健康保険団体連合会（介護保険課介護審査係）  
〒371-0846 群馬県前橋市元総社町 335 番地の 8 市町村会館 2 階  
TEL 027-290-1319（直通） FAX 027-255-5077